

豊明市教育委員会 会議録

「定例会 平成24年11月」

平成24年11月20日(火)午後2時00分豊明市教育委員会11月定例会は、豊明市役所東館3階教育委員会室に招集された。

1 応召委員は、次のとおりである。

委員 長	： 山下 徳 治	委員長職務代理者	： 堀 井 典 子
委員	： 青山 佳 代	委 員	： 兼 子 幸 夫
教 育 長	： 市 野 光 信		

2 不応召委員は、次のとおりである。

な し

3 出席委員は、次のとおりである。

委員 長	： 山下 徳 治	委員長職務代理者	： 堀 井 典 子
委員	： 青山 佳 代	委 員	： 兼 子 幸 夫
教 育 長	： 市 野 光 信		

4 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教 育 部 長	： 津 田 潔	指 導 室 長	： 小 出 貴 之
学 校 教 育 課 長	： 青 木 隆 夫	生 涯 学 習 課 長	： 吉 川 勝 美
図 書 館 長	： 神 谷 元 弘	指 導 室 長 補 佐	： 今 井 智 樹
学 校 教 育 課 長 補 佐	： 濱 島 英 生	文 化 会 館 長	： 鈴 木 英 樹
福 祉 体 育 館 長	： 加 藤 金 吾	給 食 セ ン タ ー 長	： 石 川 広
学 校 教 育 担 当 係 長	： 近 藤 恒 明		

5 欠席委員は次のとおりである

な し

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

学校教育課 主査 若 井 雅 宏

本会事件は、次のとおりである。

議案

- (1) 教育委員会補正予算(案)について
- (2) 事業仕分け結果に対する対応方針(案)について
- (3) 豊明市立小中学校適正規模等に関する基本方針(案)について

報告

- (1) 豊明市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の制定について
- (2) 第7回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について
- (3) 学校給食費への公費負担導入について
- (4) 小中学校野外活動検討委員会の中間まとめについて
- (5) プレスクール事業実施について

(6) 豊明市小中学校作品展について

(7) 小学校通学路における危険箇所への対策について

その他

(1) 次回教育委員会の日程について

開 会 宣 言 午後2時20分、11月定例教育委員会の開催を宣言。

学校教育課長 本日の定例教育委員会に2名の方から傍聴の申し出があり、「豊明市教育委員会傍聴規則第2条」により、傍聴人の氏名・住所の届出がありましたので、ご報告いたします。

委員長 委員の皆さんにお諮りいたします。報告がありましたとおり、傍聴人の入室を許可してよろしいですか。

委 員 (承 諾)

委員長 それでは、傍聴人の入室を許可いたします。

・・・傍聴人入室・・・

委員長 傍聴人に申し上げます。豊明市教育委員会傍聴規則の各条項を十分遵守して傍聴してください。

会 議 録 承 認 前回10月定例会(10月25日分)の会議録を承認する旨確認。

委員長報告 私からは3点報告をさせていただきます。まず1点目は、10月26日豊ヶ岡学園の公開授業に行っていました。初めて訪問させていただいたのですが、非常にいい経験になりました。意見交換会の際、厳しい規則の中で子どもたちがきちっとした生活をしている素晴らしい姿を拝見し、私のほうから園長に今の学校教育や家庭教育においてどういったことが足りないかを尋ねたところ、学校教育と家庭教育とが連携して、やはり小さい頃からの「しつけ」が第一であるとお話がありました。学校でも家庭でも教育の基本はしつけから始まるということを実感しました。次に2点目としまして、10月12日、31日、11月7日に当教育委員会による市内小中学校の学校訪問を実施しました。年に一度の学校との貴重な意見交換の場として、学校からの要望を聞き、また学校への要望を伝えることができました。これをもとに、事務局には教育委員会として手当てすべきことは実施し、できないことはできないときっちり返事をさせていただきたいと思います。3点目は、11月19日に適正規模等検討委員会が開催され、教育委員会に提言書が提出されました。本日の議題にもありますが、慎重に審議し、教育委員会としての結論を出していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。委員長報告は以上です。次に教育長報告をお願いします。

教育長報告 私からは4点報告いたします。1点目は、市内女子中学生の交通事故についてです。11月17日土曜日の夕方ごろ、市内の信号のない交差点において、女子中学生が運転する自転車と自動車の事故がありました。事故の内容は、当該生徒が自動車に気付かず交差点内で接触、怪我の程度は頭部打撲でしたが、幸いにも命に別状はないそうです。日常の備えのために、いかに危険を発見したり感じたりするのかといった知恵とスキルを育てることが肝要だと感じました。2点目は、学校訪問についてです。3日間かけて全12小中学校の学校訪問を無事に終えることができ、委員の皆さん、関係各職員にはお礼申し上げます。私が特に着目した学校

の取り組みは、ある小学校における「児童の学習習慣の確立に向けて」とその実行力を上げるための家庭に対する連携を呼びかける取り組みです。学校が、教員、児童及び家庭のそれぞれの状況を分析又は推測し、学校及び教員は何をしなくてはならないか、児童に行わせたいこと、家庭には具体的に何の協力をお願いするかが、学年ごとに明確になっていることが特長的でした。さらに学校、教員は、児童の学習習慣の確立を実践するために、学校、教員の基本的な考え、ねらい、家庭との連携の重要性、児童が具体的にすることなどをプリントにして各家庭に配布しています。家庭に対して連携を呼びかけるだけでなく、学習面で家庭は何を協力したらよいか具体的に示されているので、行動しやすいのではないかと推測します。今後も児童・家庭の目線に立った取り組みを注視していきたいと思えます。3点目は、豊根村の野外教育センターの視察についてです。11月16日に野外教育センターの視察に行きました。自然環境は誰もが良いと認める場所ですが、今回は「安心・安全」の観点から視察を行ったものです。まず、侵入者に対しては、キャンプ場入口でのコーンと連結バーと県道に出るところのフェンスによる対策が講じられています。しかしながら、侵入しようと意図すれば、それらの箇所に監視員でも居ない限り、対策を越えて侵入することが可能であると言えます。次に、医療体制についてです。野外教育センターから豊根村診療所まで、車で約10分少々、また野外教育センターから東栄町の東栄病院まで、車で約40分かかります。実際に急病人、怪我人が発生してからの時間となりますと、連絡時間、待機時間などの時間を加味する必要があります。大切な命に関わることでもありますので、その時の対応、医療機関に対する要請をどうするか、医療機関までの所要時間、ドクターヘリへの依頼等を踏まえて、本日の報告事項「小中学校野外活動検討委員会の中間まとめについて」でご検討いただければと思います。4点目は、障害を理由とする差別の禁止に関する法制についてです。障害者差別禁止法と言われ、障害を理由にした差別の解消を目指しているものです。これは、国連の「障害者権利条約」批准に向けた、国内法整備の一環として立法検討が進んでいるもので、内閣の差別禁止部会が9月に法案についての意見書をまとめています。その意見書によれば、“差別”とは、「障害や障害に関連する事柄を理由に、障害のない人と異なる扱いをする」といった不均等待遇、「障害者に対して合理的配慮をしないこと」と定義しています。教育分野では例として、正当な理由があり、やむを得ない場合を除いて、障害を理由に地域の学校への入学を拒否することや、障害のある生徒のために学校が介助者を配置しないことが、差別にあたるとしています。他方、施設や事業主が配慮する際に必要な経費について、行き過ぎた負担が生じる場合は、配慮を義務付けないのが適当とされています。負担が行き過ぎかどうかの判断基準として、政府がガイドラインを作ることになっています。障害者差別禁止法は、政府が来年、通常国会に法案を提出する予定でした。いずれにしましても、学校教育や社会教育、生涯学習を提供する我々にとって、立法過程を注視する必要があります。

教育長報告は以上です。

委員長 ただいまの委員長報告、教育長報告についてご意見ご質問はございますか。（なし）
それでは、続いて議事に入ります。

議 事 の 経 過

委員長 議案（1）教育委員会補正予算（案）について、説明をお願いします。

学校教育課長、生涯学習課長（資料第1号に沿って説明する。）

委員長 ただいまの議案（1）について、ご意見等はございますか。

委員長 沓掛中学校理科室整備の教材費の積算で、定価の7掛けになっているのはどういう理由からですか。

学校教育課長 過去の実績から推計した数値となっています。

委員長 予算査定は慎重にさせていただき、分かりやすい予算編成をお願いします。

委員 栄小学校の特別支援への対応工事ですが、当該工事を実施すれば特別支援児童に対応できるということですか。

学校教育課長 そのとおりです。

委員長 大狭間湿地の寄附金は、一般公開時の市民からの寄附金ということで、最終的には大狭間湿地を購入するということですが、これまでの寄附金と合わせてどのくらいになりましたか。

生涯学習課長 今回の分を合わせて約432万円となりました。来年度鑑定評価を取るのですが、面積も約2,200㎡ありますので、最終的な購入費として約1,000万円くらいを推測しています。

委員長 ありがとうございます。他にご意見等はございますか。(なし)では議案(1)については承認とします。それでは、議案(2)事業仕分け結果に対する対応方針(案)について、説明をよろしくをお願いします。

体育館長、給食センター長、学校教育課長 (資料第2号に沿って説明する。)

委員長 ありがとうございます。それでは、議案(2)について、ご意見等はございますか。

委員 今回提出された案が今後どのような流れで対応方針として決定し、どのように公表されていくのですか。

学校教育課長 仕分け結果に対して、事務局で検討した結果をただいまご説明しました。市当局の秘書政策課において、12月3日から1月4日までの1か月間パブリックコメントを実施しますので、教育委員会としましても、それまでに対応方針として決定する必要があります。

委員 もう一度確認しますが11月30日までに教育委員会の対応方針を決定しなくてはならないということですね。

委員長 事務局としては、この件に関してどのような日程を考えていますか。

学校教育課長 委員の皆さんには、今回ご説明しました案を持ち帰っていただき、11月末日までに臨時の教育委員会を開催し、再度審議していただきたいと考えています。

委員長 教育委員会の対応方針として、12月3日以降には市民の皆さんに見ていただくわけですから、委員の皆さんの日程を調整して、11月末日までには事業仕分け結果に対する教育委員会の対応方針を決定するための委員会を開く必要があるということですね。それでは、今から委員の皆さんのご意見やご質問を伺うので、事務局もしっかり把握をしていただき、きっちりと詰めていかないとはいけません。

教育部長 補足説明させていただきますが、本日の資料にあります「事業仕分け検討シート」がそのまま公表されるのではなくて、検討内容を要約したものがパブリックコメントとして市民の皆さんに公表され、ご意見を伺うこととなります。事務局として心配しているのは、特に中学生海外派遣事業についてですので、慎重にご審議いただければと思います。

委員長 全項目について、本日審議するには時間がありません。後ほど説明があります学校適正規模等に関する基本方針も併せて、事の重大さにしては早く結論を出さなくてはなりません。つき

ましては、後ほど委員の皆さんの日程調整をしていただき、11月中にもう一度委員会を開催することとし、今から内容についてのわからない点を事務局にお聞きするということがいかがですか。

委員 パブリックコメントとして公表する際、事業仕分けでの検討内容も記載があるのですか。それとも、教育委員会の見解のみが記載されるのですか。

教育部長 教育委員会の見解だけを記載し公表するのではなく、検討内容を要約したものを記載し公表します。

委員 パブリックコメントとして公表される際の最終的な様式は決まっていますか。教育関係だけではないと思いますので、様式が統一されてはいないのですか。

教育部長 現時点で様式は示されておりません。もちろん、事業仕分け結果については、教育委員会だけで公表するわけではないので、全体で取りまとめて12月3日以降パブリックコメントとして公表され、市民の皆さんからのご意見をもとに、1月中旬に経営戦略会議にて対応方針を決定しますので、その結果を再度1月の定例教育委員会にてお諮りして、最終的に決めていただきたいと思います。

委員長 例えば、中学生海外派遣事業のような予算が絡むものについて、教育委員会で実施する方向となっても、市長部局で予算が取れなければ実施できないと思うのですが、どちらに決定権があるのでしょうか。

教育部長 教育委員会の事業ですので、教育委員会として可否を決めたことについては、市長部局において予算化します。また、予算編成については教育委員会の権限ではありませんので、市長部局に予算要求をしていくことが、事務局の使命だと思っています。

委員 市長部局と教育委員会の意見が対立した場合、最終的な決定は議会ということになるのでしょうか。

教育部長 教育委員会で決めたことに対して、予算の確約を取るのが経営戦略会議になります。市長がトップで、副市長、教育長、部長で構成されていますので、この会議で了解が得られれば、予算が付くことになり、これをもとに市長が予算案として議会に提出して、議会でお認めいただければ、正式に決まるということになります。

委員長 教育委員会としては、あくまでも子どもたちにとってどうなのかという原点に返って決定していけばよいということです。他にはよろしかったでしょうか。

委員 前回の定例教育委員会で、体育館の指定管理者制度の導入について検討した際、予算が安くなるということでした。今回の資料では、見直し後の予算額が今年度予算額と同額となっていますが、指定管理者制度を導入するメリットはある程度安くなるということなのに反映されていなくてよろしかったでしょうか。

教育部長 指定管理者制度については検討段階ですので、具体的にどれだけ削減できるかが現時点では不明であるため、同額を記載し、当然指定管理者制度を導入する際には、この金額より安くならなければメリットがないわけですから、導入することはありません。

委員 このあたりの金額は公表されるのでしょうか。

教育部長 まだ検討段階の金額であるため、この見直し後の予算額までは出ないと思います。

委員長 体育館の指定管理者制度については、前回の説明で25年度中で検討し、導入するメリットがあれば早くても26年度からの導入という認識でしたが、よろしかったでしょうか。

教育部長 基本的には、26年度からの実施を目指して、25年度中に検討をするわけですが、ある程度年内くらいには結論が出ますので、第一に市民サービスの向上、そして経費削減が見込められれば、25年度中に指定管理者の決定や様々な手続きを進めていきたいと考えます。また、福祉体育館は複合施設ですので一体で指定管理するのか、金額がどのくらい安く見込めるのか、市民サービスがどのように向上できるのかなどを次回の定例教育委員会でお示しできると思いますので、そこでもう一度お話ししたいと考えます。

委員 海外派遣の議論の要点で、実行委員会に会計譲渡の中止とありますが、これはどういうことでしょうか。

学校教育課長 個人負担の歳入が市の歳入に入って、市から海外派遣実行委員会に委託金として振り込まれています。実行委員会はこれを合算して事業を行っているので、仕分け人からは一本化した会計をした方がよいのではという指摘です。

委員 議論の要点のところに、「修正など加える場合は、事前に連絡ください。」とありますが、修正は可能なのでしょうか。

教育部長 議論の要点については、事業仕分けを主催した行政経営部がまとめたもので、これに対して担当課は検討内容の欄を書いてくださいという依頼がありました。その際、議論の要点が担当課が聞いていた内容と違う場合は、事前に連絡をくださいという意味で、実際には修正はないということで連絡はしていませんので、今から議論の要点を修正することはできません。

委員 海外派遣の検討シートを見ますと、検討内容が議論の要点に対応していないように思いますが。

委員長 関連して、校長会も同様の見解とありますが、具体的に子どもたちにとって海外派遣事業は教育的効果があまりないという見解なのでしょうか。

指導室長 検討内容の欄には記載していませんが、議論の要点に記載のある内容については、例えば国際交流協会に事前に相談するなどして、それらを踏まえての考えを記載しましたので、1つ1つに対応してはいません。これについて、修正が必要であれば修正させていただきます。また、廃止について、校長会においても予算要望の段階で、数年前から教育委員会に要望が出ていました。委員長がおっしゃるとおり、費用対効果が少ないということが一番の理由です。実際、中学校2～3年在籍生徒1400名のうち12名を抽選で派遣しているわけですが、応募者全員行かせたとしても30名弱です。そうであれば、当初の目的であった、国際感覚やコミュニケーション能力を身に付けるということも、もう少し広く1400名を含めてたくさんの生徒、あるいは小学校外国語活動も始まりましたので、小学生まで広げるのであれば、例えばALTの配置のようなたくさんの児童生徒にその効果が与えられる方法を考えたいという意味合いです。

委員長 校長会としても廃止の方向が数年前から出ていたということですね。

指導室長 さらに付け加えるとしたら、現状では引率が教員となっています。夏休みの期間中に、2週間程度、さらに研修のために7回程度もの時間を割かれるというのは、学校としても辛い状況にあります。また、国際交流協会に相談に行ったときも、中学生を引率するのは責任が重すぎて、とても引き受けられないという話がありましたが、教育委員会としても教員にそれだけの責任を背負わせることが適当であるのかということは議論になっています。

委員長 他にご意見等はございますか。(なし)それでは、これらを踏まえて次回の臨時教育委員会にて教育委員会としての結論を出して行きたいと思えます。

長くなりましたので、ここで10分程度休憩を取りたいと思えます。

・・・休憩・・・

委員長 それでは再開したいと思えます。議案(3)豊明市立小中学校適正規模等に関する基本方針(案)について、説明をお願いします。

学校教育課長 (資料第3号に沿って説明する。)

委員長 結論については、検討委員会の提言を受けて、さらに教育委員会で慎重審議して、委員の皆さんの大所高所の見方でもって結論を出すということで、必ずしも検討委員会の提言書と一致するものではないかもしれないということですね。11月末日までにそういった結論を出すという理解でよろしかったですね。ではスケジュールの調整は後ほどするというので、この件に関して他にご意見等ございますか。(なし)ありがとうございました。それでは、報告に移りたいと思えます。報告(1)豊明市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の制定について、説明をお願いします。

図書館長 (資料第4号に沿って説明する。)

委員長 ありがとうございました。それでは、報告(1)について、ご意見等はございますか。

委員 例えば、私がこの雑誌のスポンサーになりたいといった場合、1年分の雑誌代を支払うということですか。

図書館長 1年分という場合もありますが、基本的に購入については、スポンサーを希望される方が本屋と直接交渉していただくこととなります。図書館は雑誌を定価で購入しているわけではなく、割引いて購入しています。スポンサーになっていただく方が、図書館と同様の割引率で購入できるかどうかは分かりません。

委員 私がスポンサーになりますといった場合、本屋から直接請求があつて、直接代金を支払うということですね。

委員長 図書館が本屋に交渉することは難しいですか。例えば、図書館と同じ金額にした方がスポンサーが付きやすいのでご協力いただけないかといったような交渉は可能ですか。

図書館長 交渉することはできます。

委員長 そうであれば、逆に図書館より安く購入してくる民間の方もいらっしゃるかもしれませんが、図書館にとっても民間にとってもプラスになるのではないのでしょうか。

図書館長 ただし、本の販売については、小売価格というのがありますので、本屋がそのあたりをどのように考えるかということもあります。

委員長 スポンサーが付かない雑誌については図書館が購入していき、スポンサーが付いた雑誌についてはその方が購入していくということであれば、図書館に並ぶ本としては変わらないわけですから、そのくらいのことはできると思えますが、教育長どう思えますか。

教育長 できるできないは別として、民間の立場で考えれば、委員長がおっしゃったとおりだと

思います。

図書館長 検討の余地はあるとは思いますが、本来民間同士の契約に市が介入するのはよろしくないと思います。

委員 例えば、来年度以降図書館に行って、スポンサーが付いていない雑誌があった場合、年度途中でスポンサーになれるのでしょうか。また、その場合の契約はどうなるのでしょうか。

図書館長 年度途中でスポンサーになることは可能です。年度契約を交わしているわけではなく、単価契約という形で購入しています。ただし、個人でスポンサーになることは難しく、法人が申し込み、審査会にてその企業や広告内容を審査させていただきます。

委員 個人ではスポンサーになれないのですか。

図書館長 あくまでも企業のイメージアップがねらいですので、例えば選挙のために使われてしまう可能性もありますので、やはり個人では難しいです。

委員長 公的な機関ですと市民の皆さんも信用しやすいので、図書館に置いてあった雑誌のスポンサーが、実は悪質な業者であったなどということがないように、しっかりと審査していただくようお願いいたします。

他にご意見等はございますか。（なし）では報告（１）については承認とします。

続きまして、報告（２）第７回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について、説明をお願いします。

体育館長 （資料第５号に沿って説明する。）

委員長 ありがとうございます。この件に関してはよろしかったでしょうか。（なし）選手の方にはがんばっていただき、ぜひとも１０位以内を目指していただきたいと思います。では報告（２）については承認とします。

続きまして、報告（３）学校給食費への公費負担導入について、説明をお願いします。

給食センター長 （資料第６号に沿って説明する。）

委員長 ありがとうございます。それでは、報告（３）について、ご意見等はございますか。

委員 行事献立の「愛知を食べる学校給食の日」という言葉は、もう決まっている言葉なのでしょうか。

給食センター長 ６月１９日前後を「愛知を食べる学校給食の日」として、愛知県産の食材を使用した給食を提供するというので、愛知県教育委員会が決めたものです。

委員 学校訪問の際給食を食べますが、すごく工夫してあっておいしくいただいています。ただあともう一品あればよいなと思っていましたので、公費負担を導入して充実させることはよいことだと思います。

委員長 事業仕分け結果に対する対応方針との整合性については、よく議論しなくてはいいませんね。

他にご意見等はございますか。（なし）では報告（３）については承認とします。

続きまして、報告（４）小中学校野外活動検討委員会の中間まとめについて、説明をお願いします。

指導室長 （資料第7号に沿って説明する。）

委員長 ありがとうございます。それでは、報告（4）について、ご意見等はございますか。

委員 野外活動に行くのは何年生ですか。

指導室長 小学校5年生と中学校2年生です。

委員長 私も見学しましたが、確かに施設の老朽化は否めませんので、安心・安全の観点からは問題があると思います。ただこれまでご協力いただき、お付き合いいただいた豊根村との調整はしっかりしていただくようよろしくお願いします。

他にご意見等はございますか。（なし）では報告（4）については承認とします。

続きまして、報告（5）プレスクール事業実施について、説明をお願いします。

指導室長 （資料第8号に沿って説明する。）

委員長 ありがとうございます。それでは、報告（5）について、ご意見等はございますか。

委員 児童等輸送費の欄に、館小学校までのタクシー料金が計上されていますが、親が送っていく場合、帰りはタクシーで送っていくのですか。

指導室長 帰りはタクシーで送っていきます。また、プラスエデュケートから一番遠い学校を想定して計上しています。

委員長 他にご意見等ございますか。（なし）では報告（5）については承認とします。

続きまして、報告（6）豊明市小中学校作品展について、説明をお願いします。

指導室長 （資料第9号に沿って説明する。）

委員長 ありがとうございます。委員の皆さんも行きましたね。会場が文化会館に移って何年経ちましたか。

指導室長 5年ほど経ったと思います。

委員 会場が広くなったので、見やすくなってよいと思います。展示する側としてはいかがですか。

指導室長 体育館で展示していたときと比べますと、かなり展示しやすくなりました。ただ、文化会館には、この展示の撤収のためにわざわざ休館日を1日開館していただいていますので、ご迷惑をおかけしているのが現状です。時期的にも豊明まつりとの兼ね合いで、会場取りが難しいということもあります。

委員長 昨年よりまたさらに入場者数が増えたということはよいことです。では報告（6）については承認とします。

続きまして、報告（7）小学校通学路における危険箇所への対策について、説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第10号に沿って説明する。）

委員長 ありがとうございます。それでは、報告（7）について、ご意見等はございますか。

委員 道路管理者というのは豊明市のことですか。

学校教育課長 市道については、市土木課になります。市が実施する対策については、補正予算で計上し、今年度中に実施する予定です。

委員 それぞれの対策について、費用は市が負担するわけですか。

学校教育課長 それぞれの対策について、それぞれの所管が予算を出すことになります。例えば、公安委員会が所管する横断歩道の塗り直しや歩行者用信号機の設置などについては公安委員会が、県道の対策については愛知県が、市道の対策については市が費用を負担します。

委員長 他にご意見等はございますか。(なし)では報告(7)については承認とします。
続きまして、その他(1)次回及び1月教育委員会の開催について、説明をお願いします。

学校教育課長 (11月29日(木)午後2時00分から臨時教育委員会、12月18日(火)午後2時00分から定例教育委員会、1月22日(火)午後2時00分から1月定例教育委員会を開催する旨提出。協議を行っていただく。)

委員 11月29日の臨時教育委員会は都合が悪いため、欠席させていただきます。

委員長 では、臨時教育委員会の日程については、11月18日(木)午後2時00分から、12月定例教育委員会の日程については、12月18日(火)午後2時00分から、1月定例教育委員会の日程については、1月22日(火)午後2時00分からとします。
その他に何かございますか。(なし)

閉会宣言 午後5時10分、定例教育委員会の閉会を宣言。